

議案第66号

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年南風原村条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い交付される個人番号カードで印鑑登録証明書が取得できるよう条例改正を行う必要があるため提案する。

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を次のように改正する。

第1条 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年南風原村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（印鑑登録証の交付）

第7条 町長は、印鑑の登録を受けている者に、登録番号を記載した印鑑登録証を交付することができる。ただし、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第12項の規定するカードをいう。）及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定するカードをいう。以下「個人番号カード」という。）を所持している場合はその限りではない。

第10条第1項中「住民基本台帳カード（」を削り、「もの。以下同じ。）」を「住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）」に改め、同条第5項中「第2項」を「第1項」に、「住基カード利用条例」を「南風原町住民基本台帳カード利用条例」に、「自動交付機等」を「南風原町住民基本台帳カード利用条例第2条各号に規定する自動交付機及び多機能端末機（以下「自動交付機等」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項各号列記以外の部分中「住民基本台帳カード」を「住基カード又は個人番号カード」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 当該申請書の記載事項と当該申請した者が南風原町住民基本台帳カード利用条例施行規則第3条第2項に定めた暗証番号を記載し、印鑑登録原票の登録事項と当該暗証番号が適正であること。

第10条第2項に次の1号を加える。

（3） 当該申請書の記載事項と当該申請した者が南風原町個人番号カード利用条例施行規則（平成28年南風原町規則〇号）第3条第2項に定めた暗証番号を記載し、印鑑登録原票の登録事項と当該暗証番号が適正であること。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書等交付申請書に、印鑑の登録を識別するための磁気を付した個人番号カードを添えて町長に申請しなければならない。

第10条に次の1項を加える。

7 第2項の規定にかかわらず、町長は、南風原町個人番号カードの利用条例の規定に基づき、個人番号カードの利用により自動交付機等から印鑑登録証明書を交付することができる。この場合において、第5項の規定は、適用しない。

第2条 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（平成22年南風原町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「者が」の次に「南風原町個人番号カード利用条例第2条第2号の規定及び」を加え、「添えなければならない。」を「返納しなければならない。」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。